

第4次国分寺市特別支援教育基本計画

(義務教育時)

令和4年2月10日
国分寺市教育委員会

はじめに

国分寺市教育委員会は、特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加を目指す教育環境の一層の充実のために、国分寺市における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成20年5月に「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、その後、5年ごとに計画の見直しを図りながら、特別支援教育推進体制の整備と充実を図ってきました。

平成29年度2月に策定した第3次計画の計画期間である5年間では、特別支援教育体制の充実を図るため、巡回型の特別支援教室やサポート教室の全校設置等を進めると共に、特別支援教育の理解推進に向けた研修会等の充実にも努めてまいりました。

こうした第3次計画に基づき実施してきた取組をさらに推進・充実していくため、令和3年5月に国分寺市特別支援教育推進委員会を設置しました。

国分寺市特別支援教育推進委員会では、5月から10月までの5回にわたり、令和4年度以降の取組について協議し、特別支援教育体制の充実や特別支援教育の理解推進、教育相談体制の強化について検討してまいりました。

このたび、その検討結果を基に、「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を策定し、今後4年間の取組の方向を示しました。この計画に基づき、本市における特別支援教育の推進を図ってまいります。

こうした取組は、各学校や教育行政の取組だけで結実させることはできません。児童・生徒一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、将来の自立と社会参加を支援するためにも、今後とも、保護者及び市民の皆様と協働して取り組んでいけるよう、御理解と御協力をお願いします。

計画の策定にあたり、貴重な御意見をいただきました推進委員の方々に深く感謝いたします。

令和4年2月

国分寺市教育委員会

目 次

1	計画名及び計画期間	4
2	特別支援教育の理念と国及び東京都の動向	5
3	共生社会の形成に向けて	6
4	国分寺市の目指す姿	6
5	国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づく特別支援教育の実施状況	
	（1）市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況	7
	（2）義務教育時の支援体制	8
6	特別支援教育実施上の成果と課題	10
7	令和4年度以降の特別支援教育を推進するために検討した課題	14
8	令和4年度以降の特別支援教育の方向性	15
	（1）特別支援教育体制の充実	
	① 特別支援教育の充実	16
	ア. 通常の学級における指導・支援の充実	
	イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実	
	ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用	
	エ. ICTの効果的な活用の推進	
	オ. 特別支援教室の運営方法の充実	
	カ. サポート教室の運営方法の充実	
	② 特別支援教育に関する環境整備の推進	23
	ア. 特別支援学級の環境の充実	
	イ. 特別支援教育に関わる支援の充実	
	（2）特別支援教育の理解推進	
	① 特別支援教育の理解啓発の充実	25
	ア. 障害者理解の取組の充実	
	イ. 交流及び共同学習の推進	
	ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進	
	エ. 特別支援教育に関する研修の充実	
	オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実	
	カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進	
	② 就学相談の充実	29
	ア. 就学相談に関するシステムの見直し	

(3) 教育相談体制の強化	
①教育相談活動の充実	34
ア. 教育相談室と学校の連携の充実	
②不登校児童・生徒等への支援の推進	35
ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進	
イ. トライルールの充実	
③関係機関等との連携強化	37
ア. 福祉等との連携の強化	
イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進	
○ [参考] 語注一覧	38

(1) 計画名について

前計画の「第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を踏まえ、「第4次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」を本計画名とします。

(2) 計画の期間について

前計画までは、5年間を期間としていましたが、本計画については、以下の理由により、4年間（令和4年度から令和7年度まで）を期間とします。

【理由】

「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、「国分寺市教育ビジョン」の具体的な施策を定める個別計画という位置付けとなっています。また、「国分寺市教育ビジョン」は、市の最上位計画である「国分寺市総合ビジョン」をはじめ、関係計画とも整合性を図りながら推進していくものでもあります。

以下の表にあるとおり、「国分寺市総合ビジョン」と「国分寺市教育ビジョン」の現行の期間は令和6年度までとなっています。両者の次期ビジョンの内容を「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」に適時的に反映させるには、令和7年度までの計画としていくことが妥当と判断しました。よって、令和8年度以降の「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」は、令和7年度中に検討を図っていくことになります。

【「国分寺市総合ビジョン」及び「国分寺市教育ビジョン」、**「国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）」の計画期間**】

計画名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国分寺市総合ビジョン	前期実行計画				後期実行計画				次期総合ビジョン	
国分寺市教育ビジョン	第1次教育ビジョン			第2次教育ビジョン					次期教育ビジョン	
特別支援教育基本計画	第3次計画					第4次計画（案）				次期計画

【特別支援教育の理念】

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

平成 19 年 4 月 1 日付 19 文科初第 125 号「特別支援教育の推進について（通知）」より

【国及び東京都の動向】

年	国	東京都
平成 16 年		・東京都特別支援教育推進計画 第一次実施計画の策定
平成 17 年	・特別支援教育を推進するための制度の 在り方について（答申）	
平成 19 年	・特別支援教育の推進について（通知） ・特別支援教育の本格的実施	・東京都特別支援教育推進計画 第二次実施計画の策定
平成 22 年		・東京都特別支援教育推進計画 第三次実施計画の策定
平成 23 年	・障害者基本法の一部改正	
平成 24 年	・共生社会の形成に向けたインクルーシ ブ教育システム構築のための特別支援 教育の推進（報告）	
平成 26 年	・障害者権利条約批准	
平成 28 年	・障害を理由とする差別の解消の推進に 関する法律の施行 ・発達障害者支援法の一部改正	・東京都発達障害教育推進計画の策定
平成 29 年	・ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 の策定	・東京都特別支援教育推進計画（第二期） 第一次実施計画の策定
平成 30 年	・学校における交流及び共同学習の推進 について（報告）	
平成 31 年	・学校における医療的ケアの今後の対応 について（通知）	・東京都教育ビジョン（第四次）の策定

【インクルーシブ教育について】

「共生社会」は、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会です。障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、インクルーシブ教育は、人間の多様性の尊重、障害者の社会参加を可能にするという目的のもと、障害のある人と障害のない人が共に学ぶ仕組みです。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに的確に応える指導を提供できる、柔軟な仕組みを整備することが重要です。

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて必要不可欠なものです。特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

- ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等と連携し、社会全体の機能を活用して、教育の充実を図ること
- ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々との交流を通して、地域での生活基盤を形成するよう配慮すること
- ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、社会の構成員としての基礎を作ること

次代を担う子どもに対し、これらのことを率先して進めていくことは、共生社会の構築につながるものと考えます。それぞれの子どもが、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるよう、環境整備を図ります。

(H24. 7. 23 中央教育審議会 初等中等教育分科会 特別支援教育の在り方に関する特別委員会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より抜粋）

- 学校では、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援が行われています。
- 教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育への理解を深めています。また、教員は関係諸機関と連携しながら子どもの能力や可能性を最大限に伸ばしています。
- 悩みを持った子どもや保護者が相談しやすい体制が整っています。

第2次国分寺市教育ビジョン(令和2年2月国分寺市教育委員会)より

(1) 市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況

国分寺市では、第1次～第3次の国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）に基づき、特別支援教室や特別支援学級の設置を進めてきました。下の表は、令和3年度における市立小・中学校特別支援学級及び特別支援教室、サポート教室の設置状況を示したものです。

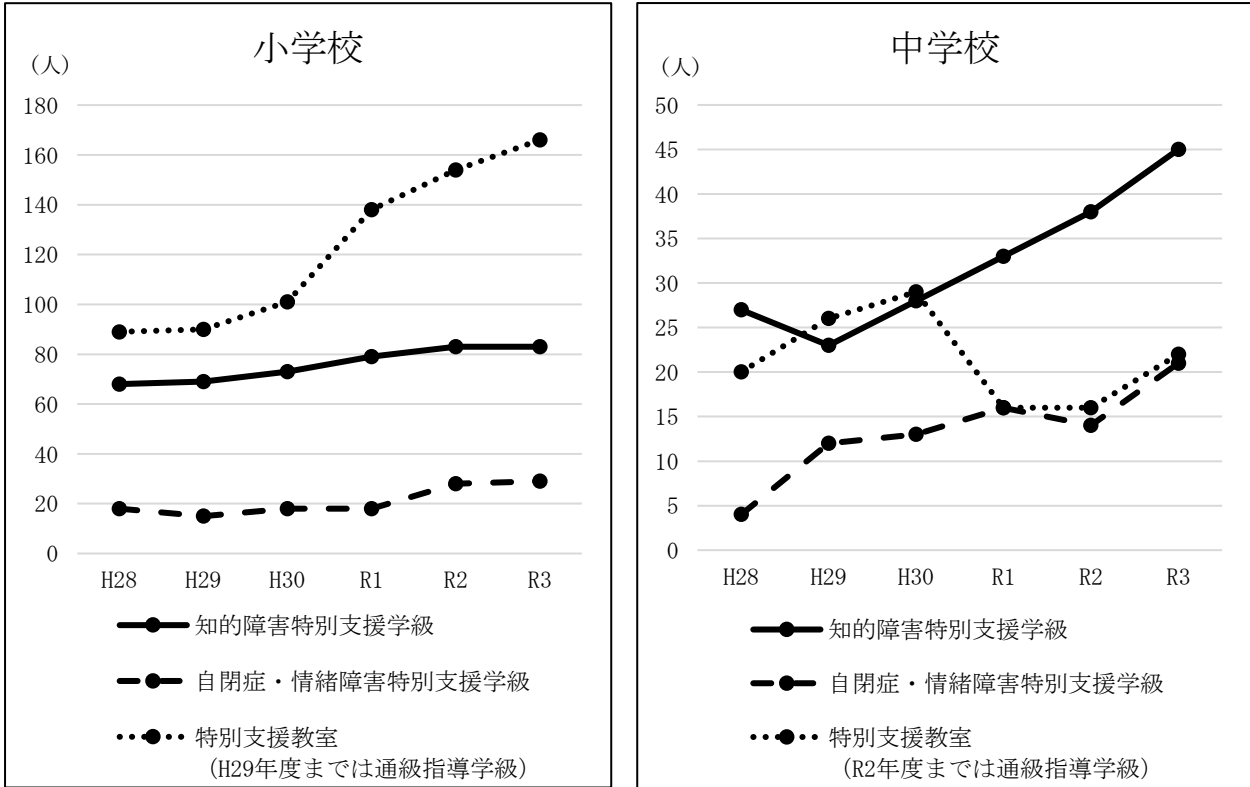
【市立小・中学校における特別支援学級等の設置状況（表中の年度は設置年度）】

	固定学級 (知的障害)	固定学級 (自閉症・情緒障害)	特別支援教室 (情緒障害等)	サポート教室
第一小学校			拠点校 (さくら)	平成30年度
第二小学校	昭和63年度 (わかば)		巡回校 (たんぽぽ)	平成25年度
第三小学校			巡回校 (こすもす)	平成22年度
第四小学校	昭和33年度 (双葉)	昭和53年度 (さつき)	巡回校 (さくら)	平成26年度
第五小学校			拠点校 (せんだん)	令和元年度
第六小学校			巡回校 (たんぽぽ)	平成21年度
第七小学校	昭和55年度 (けやき)		拠点校 (こすもす)	令和元年度
第八小学校			拠点校 (たんぽぽ)	平成20年度
第九小学校			巡回校 (せんだん)	平成19年度
第十小学校			巡回校 (せんだん)	平成20年度
第一中学校			巡回校 (つばさ)	平成23年度
第二中学校	昭和33年度 (F組)	平成27年度 (E組)	巡回校 (つばさ)	平成28年度
第三中学校	平成23年度 (I組)		巡回校 (つばさ)	平成27年度
第四中学校			巡回校 (つばさ)	平成24年度
第五中学校			拠点校 (つばさ)	平成29年度

第3次の計画に基づき、平成30年度には小学校全校で、令和3年度には中学校全校で巡回型の特別支援教室を開設しました。また、令和元年度には、全ての小・中学校のサポート教室設置が完了しました。

下のグラフは、平成29年度から令和3年度までの国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移について示したものです。

【国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移（R3年5月現在）】

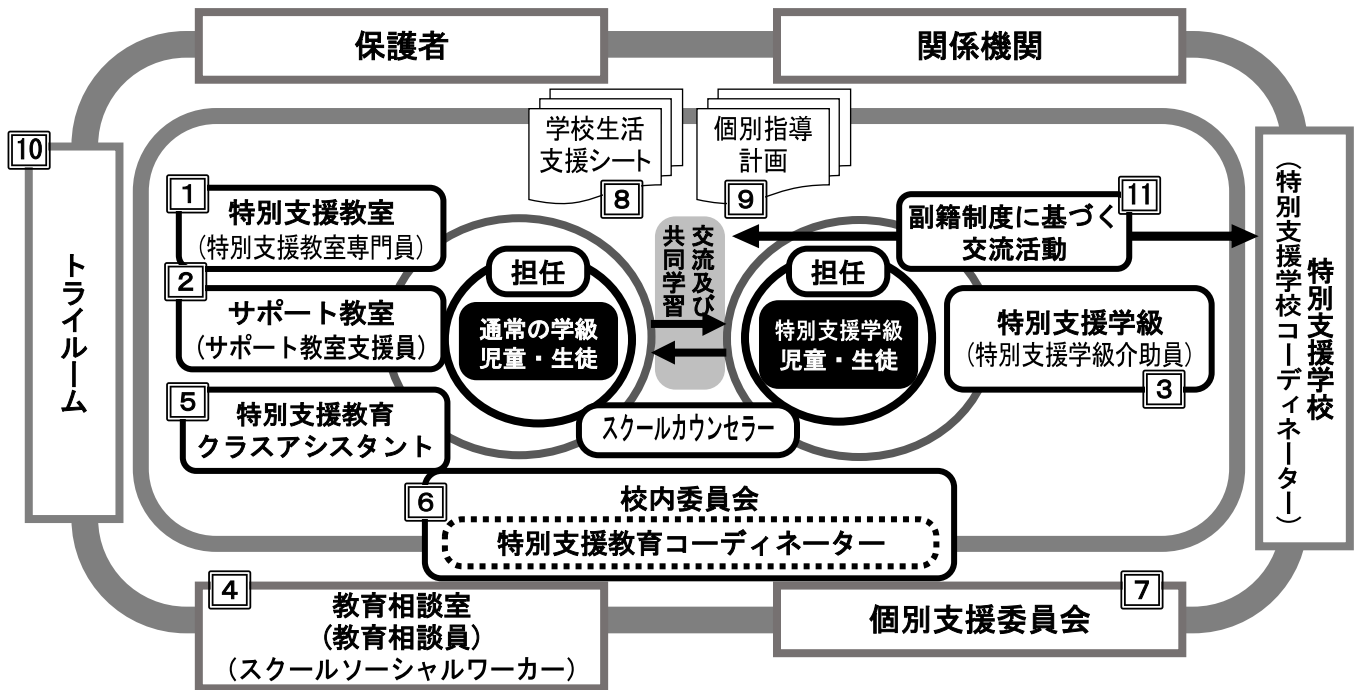


直近の6年間、小学校、中学校共に、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、増加傾向にあります。また、小学校の特別支援教室については、巡回型の特別支援教室を開設した平成30年度以降、大幅な増加傾向にあります。中学校については、令和元年度に減少が見られましたが、その後、巡回型の特別支援教室が開設した令和3年度は増加傾向に転じています。

(2) 義務教育時の支援体制

国分寺市では、第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）を基に、サポート教室支援員や教育相談員の各小・中学校への派遣、さらには、個別支援委員会や校内委員会の設置等とおして、次ページの図に示す体制で、特別支援教育を推進してきました。また、その下の表は、本市における特別支援教育の支援内容についてまとめたものとなります。

【義務教育時の支援体制】



【本市における特別支援教育の支援内容】

	支援	内容
1	特別支援教室 (特別支援教室専門員)	通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導している。特別支援教室には、教材の作成等を担う特別支援教室専門員が配置されている。
2	サポート教室 (サポート教室支援員)	通常の学級の児童・生徒が、教科指導の補充を図るために、個別の学習指導を受けるための教室を、市内全小・中学校に設置している。教室には、小学校では週8時間、中学校では週16時間のサポート教室支援員を配置している。
3	特別支援学級 紹介員	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身近の介助を行っている。
4	教育相談室 (教育相談員) (スクールソーシャルワーカー)	教育相談室の教育相談員は、定期的に各校の巡回相談を行っている。また、個別支援委員会の運営も担っており、保護者と相談しながら、発達検査を踏まえて固定学級及び特別支援教室への入・退級(室)に関わっている。さらに、スクールソーシャルワーカーと連携しながら、学校の校内委員会やケース会議にも参加している。
5	特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図るため、必要に応じて当該の学級を対象として配置している。
6	校内委員会	各校で指名された特別支援教育コーディネーターが中心となって、市内全小・中学校で、月1回の割合で開催し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援の方針について検討している。
7	個別支援委員会	障害がある児童・生徒への適切な支援及び就学について検討し、特別支援学級や特別支援教室への入退級(室)の判定を行っている。
8	学校生活支援 シート	障害のある児童・生徒について、各校が長期的な視点に立って作成している。作成に当たっては、関係機関と連携しつつ、保護者の参画や意見を反映し、その了解のもと作成している。
9	個別指導計画	児童・生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んで作成している。学校生活支援シートに基づき、各校できめ細かく計画している。
10	トライルーム	学校に登校できない児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供し、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰等を目指している。
11	副籍制度に基づく 交流活動	都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のこと。

■第3次基本計画の達成状況及び学校アンケートからの成果と課題について、表にまとめました。

【第3次特別支援教育基本計画の達成状況の評価と課題】

項目	内容	主な達成状況
(1) 特別支援教育体制の充実 ①特別支援教室の設置と活用の推進	ア. 巡回型の特別支援教室の全校設置 イ. サポート教室の全校設置 ウ. 特別支援学級の整備	ア. 平成30年度に小学校全校に、令和3年度に中学校全校に特別支援教室を設置した。 イ. 令和2年度に、小・中学校全校にサポート教室を設置した。 ウ. 令和元年度に、都の特別支援学級専門性向上事業に申請し、第七小学校が拠点校として指定を受けた。都立武蔵台学園の指導を受けながら、教材等の拡充を図り、市内の特別支援学級設置校と成果を共有した。
②特別支援教育支援員、特別支援学級介助員、特別支援教育クラスアシスタントの配置の継続	ア. 教育的支援のための人材の配置	ア. 令和元年度に、特別支援教育支援員をサポート教室支援員に改名するとともに、中学校の配置時間数を週8時間から週16時間に拡充した。
③教育相談員の派遣の推進	ア. 教育相談員の各校への派遣による、支援の質の向上	ア. 年間3回程度、学校に巡回相談の希望を取り、その希望に応じて、教育相談員の派遣を行った。 ア. 令和2年度から、本多公民館に「トライルームほんだ」を試行的に設置し、拡充を図った。 ア. 令和3年度からスクールソーシャルワーカーを2人から3人体制とした。
④校内委員会の推進	ア. 校内委員会の機能の充実 イ. 個人面談の機会を生かした保護者との連携	ア. 小・中学校全校で、月1回以上の校内委員会が実施され、児童・生徒の教育的ニーズに応える体制等について検討された。
⑤学校生活支援シートの活用の推進	ア. 学校生活支援シートへの移行と活用 イ. 保護者との支援方針の共有と合理的配慮の実施	ア. 小・中学校全校で、学校生活支援シートへの移行が完了し、必要な児童・生徒への作成が適切に進められた。 イ. 保護者との面談の際に、学校生活支援シートを活用して、支援方針の共有や合理的配慮の確認等を行っている。
⑥交流及び共同学習の充実	ア. 交流及び共同学習の充実	ア. 特別支援学級設置校では、児童・生徒の実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習が計画的に行われている。
⑦副籍制度事業の充実	ア. 副籍制度による交流活動の充実	ア. 副籍制度を利用する児童・生徒及び保護者の希望に基づき、お便りの交換等の「間接的な交流」や授業や学校行事等に参加する「直接的な交流」が行われた。

学校アンケートからの成果と課題	
成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室，サポート教室，特別支援学級が設置されていることで，特性に応じた特別な配慮や個に応じた支援を行う場の選択肢が広がった。 ・在籍校に特別支援教室があることで，通常の学級の子どもたちの特別支援教育に対する意識の高まりにつながった。 ・サポート教室は，継続した学習支援・個別指導を行うことができ，学習内容の理解や定着を図るための学びの場として有効だった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教室の指導を必要としている子どもやサポート教室での学習支援を必要としている子どもの数が年々増加しており対応が必要となる。 ・サポート教室についても，入室時の目標設定や成果を踏まえた退室の検討等，システムの構築が必要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な子どもたちにクラスアシスタントが寄り添うことにより，安定した学校生活を送れるようになった。 ・配慮の必要な子どもに対して，クラスアシスタントが適切な支援を行ったことで，学習面・生活面ともに改善が見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級に就学する子どもが増加するのと同時に，介助の内容の度合いが重くなっていることへの対応が必要となる。 ・クラスアシスタントや介助員，サポート教室支援員等の人材確保が重要となる。
<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員の専門的な視点でアドバイスをいただくことができた。 ・スクールソーシャルワーカーの巡回派遣は，教員の相談に対する支援となり，指導に生かすことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談員の学校訪問の回数を増やすなど，支援の質の向上をより高める工夫が必要となる。 ・スクールソーシャルワーカーの専門性を生かした連携を図り，支援をより充実させる必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会を定期的を実施することで，関係する教職員と連携し，組織的に対応を図ることができた。 ・定例化だけでなく，質的向上を果たして，不登校対応にも成果を発揮できた。 ・保護者との面談を早期に行うことにより，両者の共通理解のもと連携して指導することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会で取り上げるべき子どもの数が多く，校内委員会を開く時間の設定や効率的な運営方法等を工夫する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活支援シートの整備と運用の改善に取り組んだことで，子どもの実態にあった支援方法を保護者と共に考え，作成することができた。 ・管理職と相談し，学校生活支援シートの作成の基準を決めたことより，対象児童・生徒が明確になった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中連携の視点に立った合理的配慮の継続に生かしていく必要がある。 ・個別指導計画との棲み分けを明確にしながら，作成の効率化を工夫していく必要がある。 ・就学時に就学支援シートを作成している幼児の把握を徹底する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級担当と通常の学級の担任との連携が充実してきており，教科によっては交流している学級で学習できる子どもが増えている。 ・通常の学級と特別支援学級の子どもたちの双方向の交流活動を実施することにより，特別支援教育の理解が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流活動の意義や実際の成果を，広く周知していく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の担任と電話やFAX等で連絡を取り合いながら，事前指導を行った上で直接的な交流をすることができた。 ・間接的な交流として，学校便りの交換等を定期的に行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の教員と連携し，交流活動の内容を吟味していくことが必要となる。 ・副籍の交流を通して，教職員全体の理解を深めるとともに，子どもたちの障害理解教育につなげていく必要がある。

項目	内容	主な達成状況
<p>(2) 特別支援教育の理解推進</p> <p>① 就学相談の充実</p>	<p>ア. 対象児童・生徒の増加に対応した個別支援委員会の運営</p> <p>イ. 特別支援教室への入・退室及び継続の判定システムの構築</p>	<p>ア. 個別支援委員会の審議件数が年々増加する中、運営方法を工夫しながら、適正な審議を行ってきた。</p> <p>イ. 特別支援教室の運営方法等について、教職員の共通理解が図られるように、小学校は平成30年度、中学校は令和3年度に「特別支援教室運営マニュアル」を作成し、配布した。また、小学校では、令和元年度に見直しも行った。</p>
<p>② 特別支援教育研修会の充実</p>	<p>ア. 巡回型の特別支援教室における支援に関する研修機会の充実</p> <p>イ. 通常の学級の担任における特別支援教育の理解の促進</p>	<p>ア. 夏季特別研修会では、特別支援教育に関する研修を毎年、4講座開催し、特別支援教室における支援に関する研修もその中で実施した。</p> <p>イ. 1～3年次の教員に対する若手教員育成研修の中で、特別支援教育に関する研修を必須項目として位置づけ、計画的に実施した。</p>
<p>③ 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実</p>	<p>ア. 教育相談室と特別支援教育コーディネーターとの連携の促進</p>	<p>ア. 年度初めの個別支援委員会には、全校の特別支援教育コーディネーターの参加を求め、市の教育相談の進め方等について、説明を行ってきた。</p> <p>ア. 特別支援教育コーディネーターの研修会は、夏季特別研修会と兼ねて実施した。</p>

学校アンケートからの成果と課題

成果	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援の必要な子どもに対して，教育相談や発達検査が実施されたことにより，教員が適切な支援方法を知ることができ，指導や支援に生かすことができた。 ・ 個別支援委員会の開催時間の工夫により，審議が効率的に行われている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数の増加に対応するため，就学相談や継続相談の在り方を見直す必要がある。 ・ 教育相談室と学校の連携をさらに深めていく必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回型の特別支援教室について等，特別支援教育に関する校内研修会を実施し，教員全体の理解を深めることができた。 ・ 巡回指導教員が通常の学級で，特別支援教室についての授業を行い，入室していない子どもたちの理解を深めることができた。 ・ 校内の教育相談部がおたよりを発行するなど，理解教育の推進について啓発を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回指導教員の資質・能力を向上させるため，また，通常の学級の担任との連携を深めるための研修を，より充実する必要がある。 ・ 特別支援教室の拠点校と巡回校の合同研修会を行うなどして，共通理解を図る必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談室と特別支援教育コーディネーターが連携を図り，子どもや家庭のニーズ及び状況，支援の方法等について共通理解を図ることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談室の相談員と学校の管理職が連絡を密にとり，保護者の意向等を共有していく必要がある。 ・ 特別支援教育コーディネーターの研修を充実させたり，委員会の進め方を工夫したりして，教育相談室との関係を深めていく必要がある。

国分寺市特別支援教育推進委員会では、第3次計画の達成状況や学校アンケートからの成果及び課題等を踏まえ、また、本計画の上位計画にあたる「第2次国分寺市教育ビジョン」との整合性を図りながら、以下のスケジュールで検討を進めてきました。

第1回国分寺市特別支援教育推進委員会で協議した検討課題を基に、検討スケジュールを作成し、各回で提起された課題も含めて、下の表のように検討を進めました。

【国分寺市特別支援教育推進委員会検討スケジュール】

回	協議内容
第1回 (5/28)	<ul style="list-style-type: none"> ○第3次国分寺市特別支援教育基本計画（義務教育時）の達成状況と成果と課題のまとめ ○計画名及び計画の期間について ○令和4年度以降の特別支援教育の充実に向けた検討事項について
第2回 (6/24)	<p>【検討事項1】特別支援教育体制の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における指導の充実 ・特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実 等 ○特別支援教育に関する環境整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級の環境の充実 ・特別支援教育に関わる支援の充実
第3回 (8/5)	<p>【検討事項2】特別支援教育の理解推進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育の理解啓発の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者理解の取組の充実 ・交流及び共同学習の推進 等 ○就学相談の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・就学相談に関するシステムの見直し（個別支援委員会の在り方含む）
第4回 (9/21)	<p>【検討事項3】教育相談体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室と学校の連携の充実 ○不登校児童・生徒等への支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進 ・トライルームの充実 ○関係機関等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・福祉との連携 ・スクールソーシャルワーカーの活用
第5回 (10/29)	<ul style="list-style-type: none"> ○検討のまとめ

国分寺市特別支援教育推進委員会で検討された内容を踏まえ、国分寺市における令和4年度以降の特別支援教育の方向性を構造化しました。個々の項目について、次項以降で示します。

一人ひとりの個性を伸ばします

(1) 特別支援教育体制の充実

子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを的確に捉え、通常の学級でのきめ細かな指導・支援の充実と併せて、特別支援学級及び特別支援教室での指導・支援の充実・発展を図ります。その中で、生活や学習上の困難を改善、克服し、主体的・積極的に社会に参画しようとする意識を育みます。

①特別支援教育の充実

- ア. 通常の学級における指導・支援の充実
- イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実
- ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進
- エ. ICTの効果的な活用の推進
- オ. 特別支援教室の運営方法の充実
- カ. サポート教室の運営方法の充実

② 特別支援教育に関する環境整備の推進

- ア. 特別支援学級の環境の充実
- イ. 特別支援教育に関わる支援の充実

(2) 特別支援教育の理解推進

特別な支援を必要とする子どもたちの能力や可能性を最大限に伸長するために、教員、子ども、保護者、地域住民が特別支援教育について理解を深めていくための取組を推進していきます。

また、子どもたち一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、様々な機関との協議を通して就学先を検討するとともに、必要に応じて、就学後の支援も行っていきます。

① 特別支援教育の理解啓発の充実

- ア. 障害者理解の取組の充実
- イ. 交流及び共同学習の推進
- ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進
- エ. 特別支援教育に関する研修の充実
- オ. 教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会の充実
- カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進

②就学相談の充実

- ア. 就学相談に関するシステムの見直し

(3) 教育相談体制の強化

子どもたちが毎日元気に充実した生活を送るために、悩みを持った子どもや保護者等が相談しやすい体制や環境を整備します。また、相談内容に応じて関係諸機関と連携を図り、問題解決のための方策を探っていきます。

①教育相談活動の充実

- ア. 教育相談室と学校の連携の充実

②不登校児童・生徒等への支援の推進

- ア. 不登校児童・生徒への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進
- イ. トライルールの充実

③関係機関等との連携強化

- ア. 福祉等との連携の強化
- イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進

(1) 特別支援教育体制の充実

① 特別支援教育の充実

- ア. 通常の学級における指導・支援の充実
- イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実
- ウ. 学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進
- エ. ICTの効果的な活用の推進
- オ. 特別支援教室の運営方法の充実
- カ. サポート教室の運営方法の充実

ア. 通常の学級における指導・支援の充実

発達障害等のある児童・生徒を含む全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業の実施や学習に集中できる環境整備を図ること、いわゆるユニバーサルデザインを意識し、通常の学級における特別支援教育の考え方を踏まえた指導・支援の充実を図ります。その際、通常の学級の担任は、国及び都の参考資料や先進校の研究成果を積極的に活用するよう努めます。また、小・中学校全校に巡回型の特別支援教室が設置された利点を生かし、巡回指導教員の在籍学級担任等に対する具体的な指導内容・方法や支援方法に関する助言等が適切に行われるようにします。このことは、特別支援教室を利用していた児童・生徒が、退室後も通常の学級における学習に安心して臨める環境を整えることにもつながります。

イ. 特別支援学級及び特別支援教室における指導・支援の充実

特別支援学級や特別支援教室における指導・支援の充実を図るためには、教員の専門性向上が大切になります。

特別支援学級については、これまでも、特別支援学級連絡会や市の教育研究会等を通して、効果的な指導方法や教材等の共有を図りながら、専門性の向上に努めております。また、令和元年度に東京都教育委員会から特別支援学級専門性向上事業の指定を受け、特別支援学校の教員に指導方法や教材等について、定期的に助言をいただく取組も進めてきました。今後も、これまでの取組を充実・発展させながら、市内全体の指導・支援のレベルアップを図っていきます。

特別支援教室についても、同様に市内の他の教室との情報共有を定期的に行っています。ただし、近年、利用者数の増加に伴い、初めて特別支援教室での指導を行う等の経験の浅い教員が配置されることが多くなってきたことも事実です。また、巡回型となり、少人数で巡回校を回ることになり、OJTが実施しにくくなっていることも、学校からの課題として挙げられています。

巡回指導教員の専門性向上を推進するため、市教育委員会の研修に加え、国や都の研修も積極的に広報し、参加を促していきます。また、指導教諭の模範授業等への積極的な参加も啓発していきます。

ウ．学校生活支援シート及び個別指導計画の効果的な活用の推進

子どもや保護者の思いを受け止め、関係諸機関と連携しながら、学校全体でより適切で具体的な指導・支援をするための学校生活支援シート及び個別指導計画を作成し、適切な教育が一貫して行われるようにします。特別支援学級及び特別支援教室に在籍する全ての児童・生徒が作成するものであり、通常の学級における配慮が必要な児童・生徒についても、必要に応じて作成を進めていきます。

【学校生活支援シートの活用】

学校生活支援シートは、児童・生徒や保護者の希望を踏まえるとともに、児童・生徒を中心に、保護者や関係機関がそれぞれの役割分担を確かめ、必要となる支援を行っていくためのものです。また、これまで行ってきた支援を整理するとともに、支援に関する必要な情報を記載し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫性のある支援を行っていくためのものでもあります。さらに、指導や支援の成果、児童・生徒の変化、有効であった支援等を保護者と確認し、確実に引き継ぐためのものでもあり、学校内における支援だけではなく、学校卒業後も適時・適切な支援を受けることができるよう、関係機関等と連携して学校生活を支えるという視点を持つことが大切です。

【学校生活支援シートの活用の流れ】

- (1) 学校生活支援シートの作成が必要な児童・生徒を校内委員会で確認する。
- (2) 年度当初の保護者会をはじめ、様々な機会を捉えて、学校生活支援シート作成の意義や活用方法等について説明する。シート作成の際、学校には原本を保管し、保護者には写しを渡す。
- (3) 学校生活支援シートを基に、保護者との面談を学期ごとに行う。学校生活支援シートは、加筆の都度、保護者に写しを渡す。
- (4) 関係機関等と会議を行う際には、必要に応じて保護者の出席を促すなどして、共通理解を図るようにする。
- (5) 進学または転学に当たっては、保護者に学校生活支援シートの引継ぎについての確認を得た上で、進学先または転学先の学校へ原本を引継ぐ。学校には、5年間、写しを保管する。

【参考様式】

学校生活支援シート

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
		担任名	
備考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）	
本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

3 支援の目標	
支援の具体化（合理的配慮）	
学校の指導・支援	家庭の支援
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>学校と家庭とが支援の目的を共有し、学校で行う指導・支援と、家庭でできる支援とを考える。指導や支援の内容を加除修正した場合は、時系列が明確になるよう、文末にその日付を記入する。</p> </div>	

4 支援機関の支援				
在籍校	年度	年 組	担任名:	担任が変わっても児童・生徒の支援について引き続き連携を図ることができるように、前年度までの担任や児童・生徒との関わりが深い教員を記入する。
	年度	年 組	担任名:	
	年度	年 組	担任名:	
支援機関:		担当者:		
支援内容:				
支援期間:	() ~ ()			
	支援機関:		担当者:	連絡先:
	支援内容:			
	支援期間:	() ~ ()		支援機関との関わりや現在の状況を把握するため、支援を受けている期間を記入する。
	支援機関:		担当者:	
	支援内容:			
	支援期間:	() ~ ()		

5 校内委員会及び個別支援委員会の記録		
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等
日時 令和 年 月 日	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子	
	支援の目標を振り返り、児童・生徒ができるようになったこと（成長の様子）や、効果的だった支援を整理し、次年度への引継ぎが円滑に行われるようにする。
7 来年度への引継ぎ	

8 作成・更新の確認				
校長印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
作成担当者印				
保護者 氏名・印	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

【個別指導計画の活用について】

学校生活支援シートに示された「学校の指導・支援」の中でも、学習に関する支援を具体化したものが個別指導計画です。個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細かな指導を行うことができるよう、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定していきます。個別指導計画を作成するにあたっては、学校生活支援シートの内容を踏まえるとともに、学校における教育課程や指導計画等を考慮する必要があります。

以下に示すのは、小学校特別支援教室用の参考様式となります。各学校では、障害の状態等に応じて、また、発達の段階によって、記入すべき内容を吟味し、様式や記入方法を工夫していくことが大切です。

【参考様式】（小学校特別支援教室用）

令和 年度 個別指導計画

国分寺市立	小学校	年	組	氏名
在籍学級担任			特別支援教室担当	

◎指導目標（長期計画）

在籍学級での目標
特別支援教室での目標
(1)
(2)

◎短期目標と手立て及び評価

在籍学級	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

特別支援教室	短期目標 (1) (2)	評価 ・ ・
	手立て (1) (2)	

校長印	担任印	担当印	時数	家庭での支援	保護者印

エ. ICTの効果的な活用の推進

「教育の情報化に関する手引き」(令和元年12月文部科学省)では、「特別支援教育におけるICTを活用した教育の充実」の中で、以下のように記載しています。

小・中・高等学校の学習指導要領の総則においては、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導としてすべての学習活動において「障害のある児童(生徒)などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」と規定されており、そのためには「情報手段や教材・教具の活用を図ること。」と述べられている。ICTの活用においても、この事項を踏まえ、指導内容や指導方法を工夫することが重要である。また、ICTの活用は、障害のある児童生徒への支援において大きな効果を発揮するものである。

小・中学校においては弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症・情緒障害などの特別支援学級が設置されており、これらの児童生徒に対しては、特別支援学校において活用されているICTを一人一人の障害の状態等に応じて活用することが大切である。その際には、指導方法や教材・教具、支援機器の活用について支援を受けられるよう、地域の特別支援学校と連携を図ることが大切である。

また、小・中・高等学校における通級による指導においてもICTを有効に活用し一人一人の障害の状態等に応じて利用することが大切である。

本市では、令和3年度から、国分寺市GIGAスクール構想に基づき、市立小・中学校の全児童・生徒に1人1台のタブレットパソコンを配備しました。児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じた利用が図られるよう、以下の例を参考に効果的な活用を推進していきます。

そのために、情報教育推進委員会や市教育研究会等において、必要なソフトやアプリ等の情報を共有するとともに、導入に向けた検討を適宜行っていきます。

【例】

①識字や意味把握に困難さがある場合	・デジタル教科書やデジタル教材の活用 ・教科書の録音教材の活用
②書字の困難さがある場合	・タブレットの文字入力やカメラ機能を活用 ・書字のトレーニングソフト等の活用
③一斉学習の中での集中の続きにくさや聞き取りに苦手さがある等の場合	・プロジェクタや大型ディスプレイ等の視覚支援の情報機器の活用
④算数・数学などの学習に課題がある場合	・電卓機能や作図ソフトの活用

参考：「教育の情報化に関する手引き」(令和元年12月文部科学省)

オ. 特別支援教室の運営方法の充実

市立小学校の特別支援教室については、平成 29 年度に特別支援教室運営委員会を設置し、平成 30 年度からの開設に向け、「特別支援教室運営マニュアル」を作成してきました。その後、1 年間の実践を通して、各校からの成果と課題を踏まえ、令和元年度には、「特別支援教室運営マニュアル」の改訂版を作成しています。

市立中学校も同様に、令和 2 年度に特別支援教室運営委員会を設置し、「中学校版特別支援教室運営マニュアル」を作成しました。令和 3 年度から特別支援教室を開設していますが、今後の各学校の状況を踏まえながら、運営方法の見直しを図っていく予定です。

特に、特別支援教室の利用者数が小・中学校共に増加傾向にあることを踏まえ、今後の利用者数の推移を注視しながら、拠点校の増設等も含めて、定期的な運営方法の見直しを図ってまいります。

なお、令和 3 年 3 月に東京都教育委員会から「特別支援教室のガイドライン」が示されていることから、令和 3 年度中に小・中学校共通の「特別支援教室運営マニュアル改訂版」を作成し、全校へ周知してまいります。

カ. サポート教室の運営方法の充実

サポート教室は、通常の学級の児童・生徒が、教科指導の補充を図るために所属する学級を一時的に離れて、個別の学習指導を受けるための教室で、全小・中学校に設置しています。

このサポート教室は、児童・生徒の実態に応じて特別支援教室と併用することも可能です。サポート教室と特別支援教室における指導内容は異なりますが、配慮が必要な児童・生徒に対し、重層的な教育支援を行うための連携は大切になります。そのため、特別支援教室の巡回指導教員からの児童・生徒への支援に関する助言を、校内委員会等を通してサポート教室でも共有していくことが重要です。

また、平成 30 年度からは、不登校又は不登校傾向の児童・生徒に対する学級復帰への一助としてのサポート教室の活用も進めています。具体的に、各学校には、不登校又は不登校傾向の児童・生徒を対象に、サポート教室で個別指導することやトライルームからの学校復帰に向けた段階的な対応として、サポート教室で個別指導することを例示し、効果的な活用の工夫を促しています。

なお、中学校における不登校生徒の出現率の増加傾向が顕著であることを踏まえ、令和元年度からは、サポート教室支援員の配置時数を、中学校のみ週 8 時間から週 16 時間に倍増する対応も図っています。

今後は、サポート教室の運営方法をさらに充実させるため、各校の効果的な活用方法を共有したり、不登校児童・生徒への対応についてトライルーム等の関係機関との連携を深めたりしていきます。

② 特別支援教育に関する環境整備の推進

ア. 特別支援学級の環境の充実

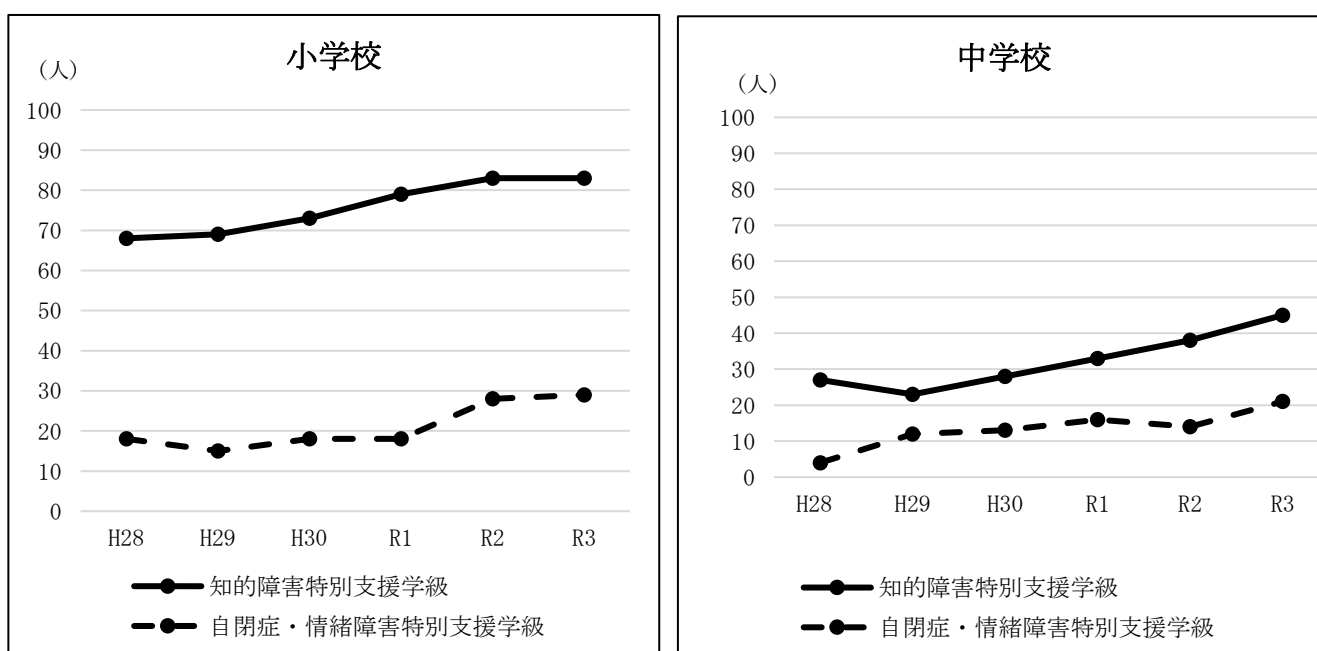
イ. 特別支援教育に関わる支援の充実

ア. 特別支援学級の環境の充実

市内には、知的障害特別支援学級が小学校に3校、中学校に2校あります。また、自閉症・情緒障害特別支援学級は、小学校、中学校共に1校あります。

以下のグラフのように、近年の国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、年々増加傾向にあり、特に、小学校の知的障害特別支援学級は全体の人数も多く、1校の人数が市内全体の在籍人数の半数に当たる学校も出てきています。

【国分寺市における特別支援学級に在籍する児童・生徒数の推移（令和3年5月現在）】



以下の表は、令和3年度以降の児童数の推計を示しています。今後、5年間、本市では、児童数がさらに増加する見込みとなっており、知的障害特別支援学級に在籍する児童も増加していくことが予想されます。

【国分寺市における児童数の推計について（※特別支援学級除く）】

小学校全体	R 2年度 (実数)	R 3年度	R 4年度	R 5年度	R 6年度	R 7年度
人数	5,630	5,681	5,818	5,962	6,037	6,118

※令和2年度は令和2年10月1日の実数

今後の動向を注視することが前提となりますが、必要に応じて新たな学級の新設や学区区域の変更等について検討を進めてまいります。

また、現在、設置している知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級、また、特別支援教室の環境整備についても、学校や保護者等の要望を踏まえながら取り組んでまいります。

イ. 特別支援教育に関わる支援の充実

本市では、特別支援学級には、児童・生徒の身辺介助を行うための特別支援学級介助員を配置するとともに、通常の学級に在籍する児童・生徒の教科指導の補充を図るためのサポート教室支援員、障害のある児童・生徒の学校生活への適応などを支援し、学級運営の充実を図るための特別支援教育クラスアシスタントを配置しています。

今後も、支援員等の状況を把握しながら、必要な配置について検討してまいります。特に、サポート教室支援員については、今後の利用者数を把握しながら、必要に応じて配置時数の拡充も検討してまいります。

また、特別支援教育クラスアシスタントについては、これまで同様、学校の申請により、必要に応じて配置してまいります。申請から配置までの流れをスムーズにできるよう事務的な処理等について、見直しを図ってまいります。

【支援員等の職務】

人材	対象	職務の内容
特別支援学級 介助員	固定学級	校長の指導のもと、固定学級において、対象児童・生徒の障害の程度に応じた身辺の介助を行う。
サポート教室 支援員	サポート教室	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、校内に設置したサポート教室において個別指導等を行う。
特別支援教育 クラスアシスタント	通常の学級	通常の学級において、障害等のある児童・生徒の介助や支援を行い、学校生活への適応を促し、学級運営の充実を図る。

(2) 特別支援教育の理解推進

① 特別支援教育の理解啓発の充実

- ア. 障害者理解の取組の充実
- イ. 交流及び共同学習の推進
- ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進
- エ. 特別支援教育に関する研修の充実
- オ. 教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会の充実
- カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進

ア. 障害者理解の取組の充実

各学校は、特別支援教育に関する校内研修会を開催して教職員の理解を深めるとともに、児童・生徒に対する障害者理解の取組の充実に努めます。

特別支援教育に関する校内研修会は、外部講師を招いた講演会やスクールカウンセラーによる事例に基づく検討会等、これまで各学校が実施してきた様々な研修内容を踏まえて、より効果的な研修となるよう工夫しながら計画的に実施していきます。また、各学校の校内委員会において、該当児童・生徒の実態を踏まえた支援方法等を組織的に検討し、共有することも、教職員の理解を深めるための重要な機会となることから、継続して実施していきます。

また、児童・生徒の障害者理解を深めるため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間など、様々な教育活動の中で取組を展開していきます。これまで、オリンピック・パラリンピック教育の一環として実施してきたパラリンピアンによる講演・実技指導等やパラスポーツの体験や特別支援教室の巡回指導教員による障害者理解に関する授業等、各学校の実態に応じた取組を計画的に実施していきます。

イ. 交流及び共同学習の推進

地域や学校、児童・生徒の実態に応じて、交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことで、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が活動を共にする機会を設けます。

通常の学級に在籍する児童・生徒と特別支援学級に在籍する児童・生徒が共に行う活動は、相互のふれ合いを通じて、豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があります。この両方の側面を分かちがたいものとして捉え、交流及び共同学習を推進することが大切です。

交流及び共同学習を通して、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を促すとともに、障害のない児童・生徒も含めた児童・生徒全員が、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ場としていきます。

交流及び共同学習の活動を計画する場合には、保護者を含めて、関係者が互いにその必要性や意義について十分に理解し合うことが前提となります。活動を効果的に実施するため、双方の組織の有機的な連携や協力体制の構築を図り、双方が十分に話し合う機会をもつことで、①活動の意義やねらい、②交流先の教育の実際、③障害のある児童・生徒への接し方について、関係者の共通理解を図ります。

また、交流及び共同学習は、特別支援教育コーディネーター等も関わりながら組織として支援体制を検討していく必要があるため、関係者のみにとどまらず、校内委員会等を活用しながら学校全体で状況を共有することも大切です。その際は、p20で示した個別指導計画の参考様式を、交流及び共同学習用の形式に工夫しながら活用することもできます。

ウ. 副籍制度に関する理解啓発の推進

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の市立小・中学校に副籍をもち、それぞれの交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る必要があります。

副籍制度は、特別支援学校に在籍する児童・生徒が、国分寺市立の地域指定校に副次的な籍を置き、交流を図ることで、同じ地域に生きる人間として、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶ重要な場になると考えます。

交流活動には、学校だよりや学級だよりの交換等を中心とした「間接的な交流」と、当該児童・生徒が地域指定校の授業や学校行事に参加する「直接的な交流」があります。

【間接的な交流】

お便りの交換の方法には、①郵送をする、②都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校に届ける、③地域指定校の児童・生徒が都立特別支援学校の児童・生徒の自宅を訪問して手渡しする等の方法が考えられます。

【直接的な交流】

各教科や道徳科、特別活動（学級活動、児童会又は生徒会、小学校のクラブ活動）、総合的な学習の時間、外国語活動（以下教科等という）において、交流及び共同学習を行うことが考えられます。教科等における交流及び共同学習は、障害のある児童・生徒の指導上の必要性だけでなく、地域指定校の状況等を踏まえ、地域指定校の児童・生徒にとっても教育効果が高まるように、地域指定校と在籍校が連携して組織的・計画的に実施する必要があります。

このような交流活動をより充実させていくためには、副籍制度に関する理解啓発を推進する必要があります。そのために、近隣の特別支援学校との連携強化を進めていきます。これまで、センター的機能をもつ特別支援学校から、市教育委員会主催の委員会や市の委員会等に委員として参加いただいておりますが、そのような関係性を生かし、副籍制度の利用に関しても、現状の課題等について情報共有を図りながら、改善に向け、連携を進めていきます。

エ. 特別支援教育に関する研修の充実

教員は、特別支援教育についての一定の知識・技能を有している必要があります。特別支援教育に関する多岐にわたる内容のうち、例えば、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく「合理的配慮の提供」に関する理解など、国分寺市の教職員全体としての専門性を確保するために必要な内容を吟味しながら、市主催の研修会の充実を図るとともに、都や外部機関の研修の活用も促していきます。

また、特別支援学級や特別支援教室の担当教員は、特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいといえます。このため、専門的な研修の受講により、担当教員としての専門性を担保するとともに、その後も研修を通じた専門性の向上を図ります。

加えて、介助員やクラスアシスタント等の支援員の育成にも努めます。職場での実践を通じて業務に必要な知識や技術を身に付ける、いわゆる「OJT (On-the-Job Training)」が基本となりますが、各学校が行う校内研修会への参加や外部団体等が行う研修の周知も合わせて進めていきます。さらに、ICTを活用したリモートによる聴講や映像による研修受講等についても、検討していきます。

【特別支援教育を推進する上での研修体系】

研修内容	管理職	コーディネーター	固定・特 支教室教 員	通常の学級 教員	若手 教員	支援員 等
特別な支援を必要とする児童・生徒への支援	○	◎	◎	◎	○	○
通常の学級における指導・支援の充実	○	◎	○	◎	○	○
特別支援教室との連携	○	◎	○	◎	○	○
特別支援学級における指導・支援の充実	○	○	◎	○	○	○
特別支援教育の基礎・基本	○	○	○	○	◎	○

◎…主たる対象者 ○対象者

校内研修

【令和4年度以降の研修について】

研修会名	令和4年度以降		研修内容
特別支援教育 研修会 (特別支援教育コーディネーター及び特別支援学級教員対象)	半日 × 4回		特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
			通常の学級における指導・支援の充実
			特別支援教室との連携
			特別支援学級における指導・支援の充実
特別支援教育 研修会 [夏季研修] (教員一般対象)	半日 × 4回		特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
			通常の学級における指導・支援の充実
			特別支援教室との連携
			特別支援教育の基礎・基本
若手教員育成 研修	1年次	半日	特別支援教育の基礎・基本
	2年次	半日	
	3年次	半日	

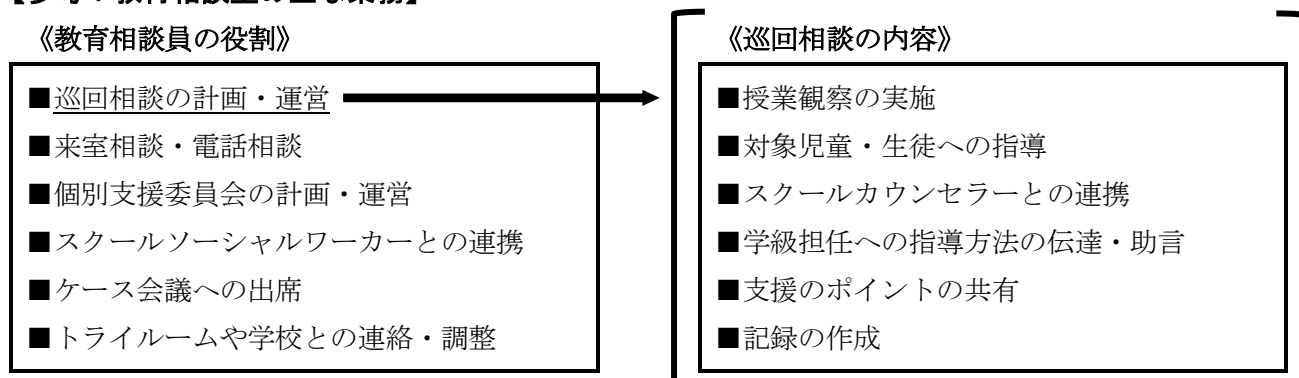
オ. 教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会の充実

特別支援教育コーディネーターは、各学校において、保護者や関係機関への窓口として連絡・調整を行う役割を担っています。一方、教育相談室は、教育相談を始めとして、個別支援委員会の運営や巡回相談の実施、トライルームとの連携など、市全体の教育相談を担っています。

各校と市教育委員会の教育相談の担当者が、一堂に会し、情報共有や課題の検討、また、合同の研修を行うことは、特別支援教育の一貫した取組を進める上で重要な機会となります。そのため、今後も教育相談・特別支援教育コーディネーター推進委員会を、研修会も含めて、定期的実施していきます。ただし、特別支援教育に関する状況の変化に適切に対応できるよう、委員会の内容や進め方については、管理職や委員からの意見等を聴取しながら、適宜、改善を図っていきます。

また、教育相談室の教育相談員は、学校の要請に応じて、市立小・中学校を巡回するとともに必要に応じて校内委員会にも参加します。巡回相談では、特別支援教育コーディネーターが、教育相談員と個々の事案について情報交換し、そこでの助言に基づいて指導のフォローアップを図っています。このような取組を通して、確かな連携を図ります。

【参考：教育相談室の主な業務】



カ. 保護者や地域住民への理解啓発の推進

特別支援教育の理解推進を図るためには、保護者や地域住民の方々への理解啓発も重要となります。

これまでも、各学校では、学校公開や道徳授業地区公開講座等の学校行事に合わせて、障害者理解に関する授業や学習活動を公開したり、保護者や地域住民を対象とした講演会等を行ったりしてきました。また、学校だよりや学級だより等を活用して、啓発に努めている学校もあります。

今後も、同様の取組を継続して進めるとともに、ICTを活用した情報発信の在り方についても、研究を進めていきます。

また、市教育委員会では、小学校の就学を迎える保護者を対象として、特別支援教育説明会を実施しておりますが、今後も改善を図りながら、毎年、開催していきます。

② 就学相談の充実

ア. 就学相談に関するシステムの見直し

ア. 就学相談に関するシステムの見直し

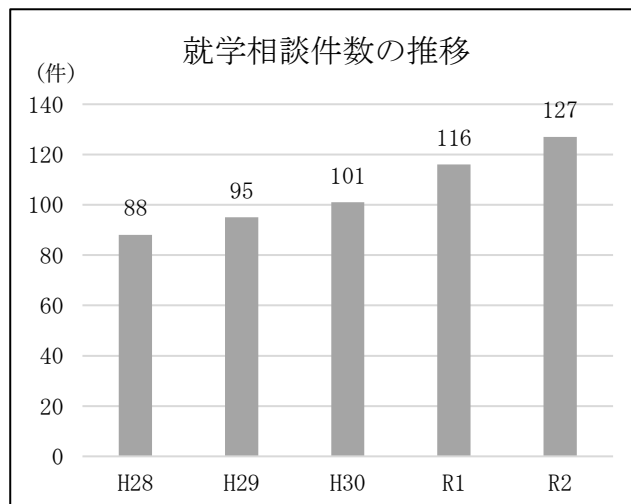
右のグラフのように、ここ数年、就学相談の件数は増加傾向となっています。特別支援教育や発達障害への理解が進んだことや巡回型の特別支援教室が全校設置となったことなど、要因は様々考えられますが、障害のある子どもたち一人ひとりに応じた適切な教育を検討する機会が増えていることは、望むべき傾向として捉えています。

しかし、件数の増加に伴い、相談時間の確保や個別支援委員会における審議件数の調整等に課題が生じていることも事実です。

また、令和3年3月に東京都教育委員会から「特別支援教室の運営ガイドライン」が示され、特に、特別支援教室の入退室に関しては運営方法の見直しを図るよう求められています。

このような現状を踏まえ、以下に示す3点について、見直しを図っていきます。

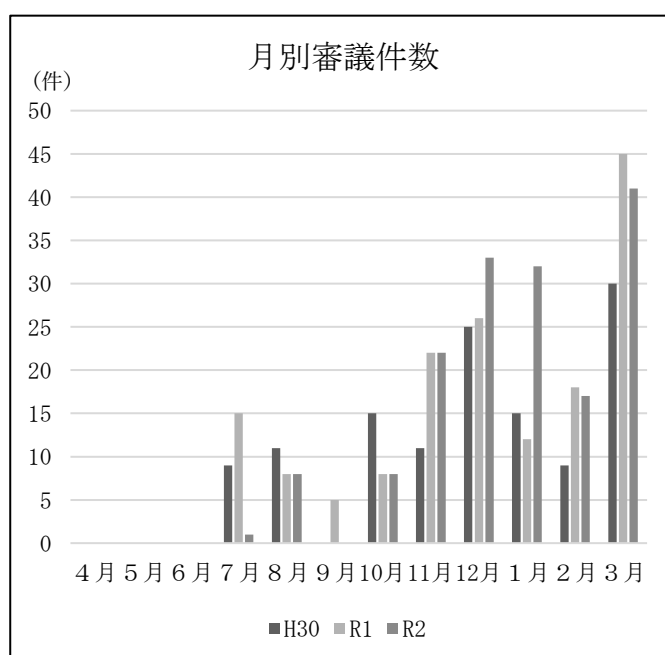
- (ア) 個別支援委員会の運営について
- (イ) 就学後の支援体制について
- (ウ) 特別支援教室の入室・退室に関するシステムについて



(ア) 個別支援委員会の運営について

特別な支援を必要とする児童・生徒一人ひとりに適切な教育や支援を行うため、個別支援委員会において、様々な分野の専門家が協議をして、必要としている支援を検討し、適切な就学先等を判定します。具体的には、小学校・中学校就学相談、特別支援教室の入室・退室相談、転学相談、継続相談などの審議をします。

近年、個別支援委員会での審議は、増加傾向にあり、右のグラフのように年度の後半に集中する傾向があります。そこで、就学相談等に係る会議の円滑化を図るため、次の2点について、改善を図ります。



- 個別支援委員会での審議件数の増加に対応するため、運営方法や審議の在り方を検討する。
具体的には以下の検討事項について、実施主体である個別支援委員会の意見を伺いながら検討していく。

【運営方法等の検討事項】

- 審議件数に応じた開催時期や開催回数、審議時間の柔軟な設定について
- より効果的・効率的な審議方法の工夫について
- 構成員の分担や役割について
- 就学相談における保護者との合意形成の在り方について
- 継続相談の在り方について 等

- 就学相談等の申込み希望数を早期に把握し、個別支援委員会の審議を計画的に実施していくため、各種相談の申込期限（※）の目安を以下のように設定する。

※申込期限とは、保護者が最初に教育相談室へ電話申込みをする日の期限を示している。

ただし、小・中学校在籍時の特別支援教室の入退室については、保護者が最初に在籍学級担任等へ申込みの相談をする日の期限とする。

【申込期限の目安（小学校及び中学校共通）】

相談内容	対象	申込期限
就学相談	次年度入学者	入学の前年度4月から9月末まで
特別支援教室の入退室	2学期から入室 1学期までで退室	前年度の3月から当該年度4月末まで
	3学期から入室 2学期までで退室	当該年度の8月末まで
	次年度、1学期から入室 3学期までで退室	当該年度の12月末まで
特別支援学級・特別支援学校への転学等	転学等希望者	転学等を希望する前年度11月末まで

※上記の申込期限は目安であり、期限以降であっても、個別の状況によって対応する。

(イ) 就学後の支援体制について

就学時に決定した「学びの場」は、固定したものではなく、それぞれの児童・生徒の発達程度、適応の状況等を踏まえながら、それぞれの「学びの場」への転学等ができることを、すべての関係者の共通理解とすることが重要です。

各学校においては、校内委員会などの相談支援体制を整備し、就学後の児童・生徒の学校への適応状態や障害の状況の改善の様子等を的確に把握していきます。それをもとに、保護者との信頼関係を保ちながら、就学先の変更を含め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直していくなど、相談活動を継続していきます。

また、教育相談室では、個別支援委員会の審議において、継続した検討が必要と判断された場合、次年度の巡回相談の対象として、観察を通じた適応状況等の確認を行います。各学校においては、その結果とそれまでの校内委員会の記録等を基に、保護者と相談を行い、状況の変化等を共有します。その上で、保護者が希望される場合には、個別支援委員会の審議を再度申請することもできます。

(ウ) 特別支援教室の入室・退室に関するシステムについて

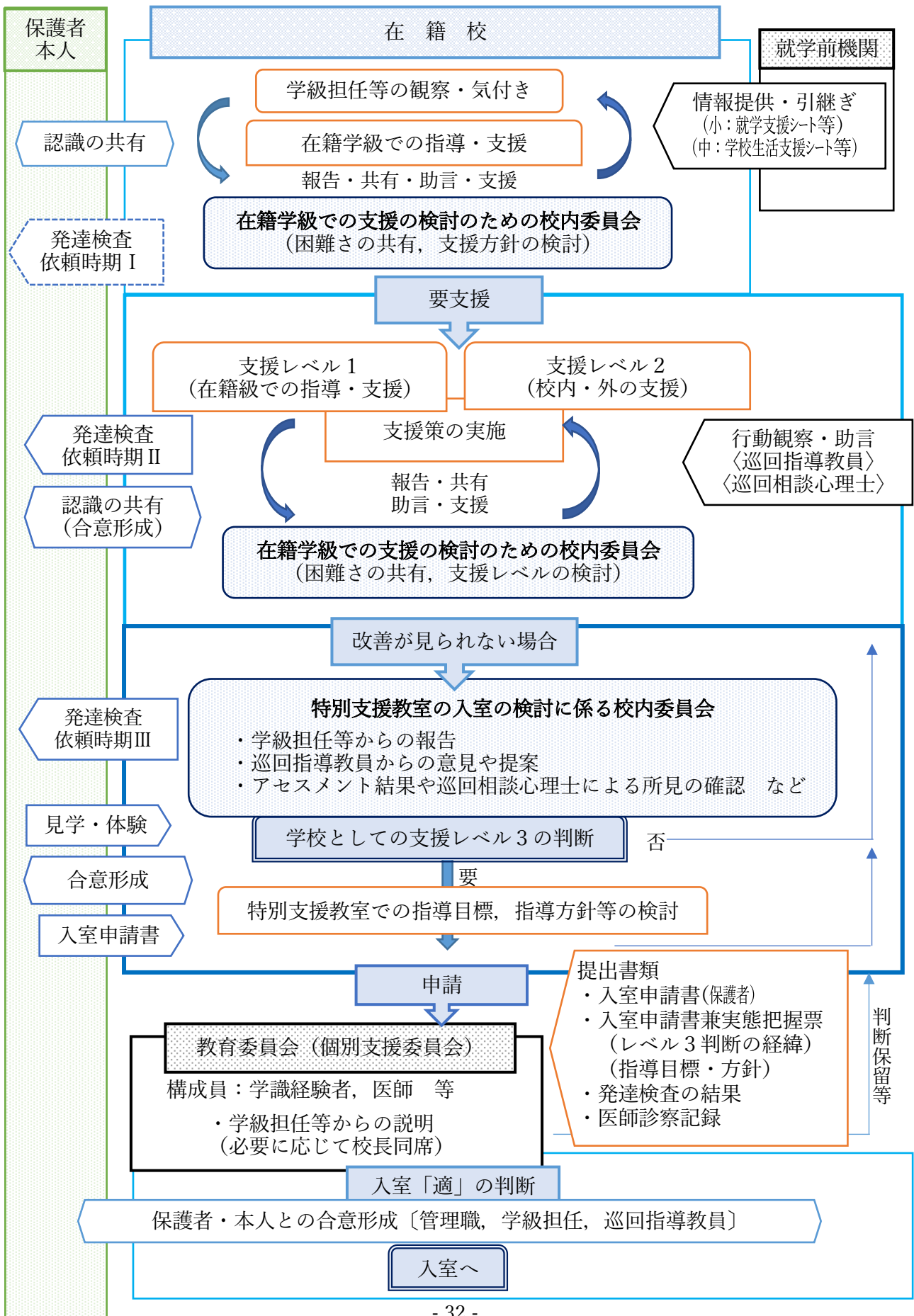
令和3年3月に東京都教育委員会から「特別支援教室の運営ガイドライン」が示されました。

このことを踏まえ、本市においても、発達障害等のある児童・生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服し、可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒と共に有意義な学校生活を送ることができるようになるという特別支援教室の目的を達成させるために、入室・退室に関するシステムを以下のように改め、取組の充実を図ります。

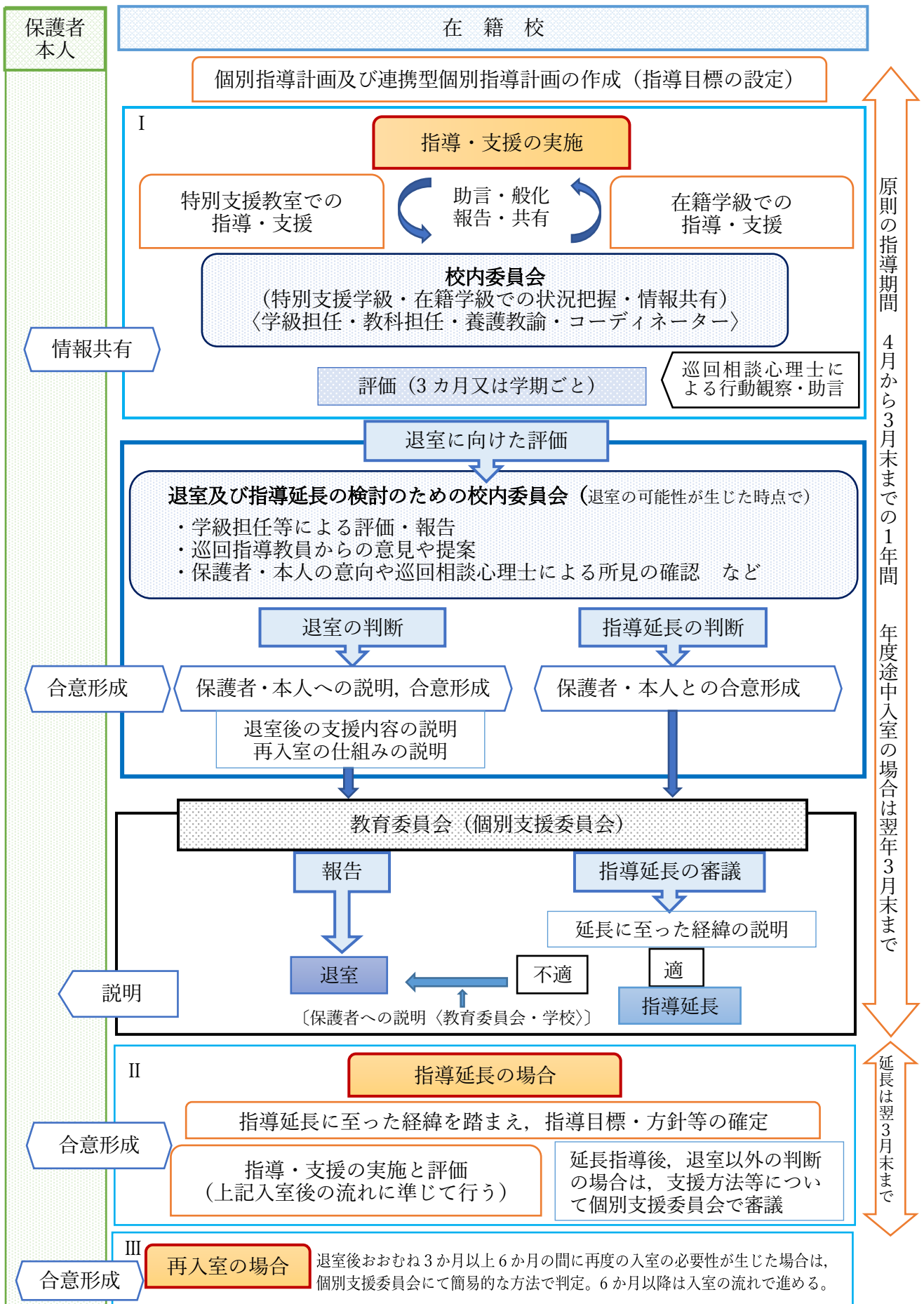
【特別支援教室の入室・退室の主な流れ】

- ① 校内での気付き・指導を基に、校内委員会で支援レベルの検討をする。
- ② 支援レベル3と判断した場合、教育委員会へ審議の申請をする。
 - ・入室の手続きを進める場合は、教育委員会に申請をする前に、児童・生徒本人及び保護者への説明を丁寧に行い、合意形成を図ること。
- ③ 個別支援委員会において入室「適」となった場合には、個別指導計画等の内容の見直しを行った上で、指導を開始する。
 - ・年度初めから入室している児童・生徒の原則の指導期間は1年間とする。
 - ・年度途中から入室した児童・生徒の原則の指導期間を入室した年度の翌年度末までとする。
- ④ 指導後、校内委員会において退室が適当と判断した場合は、教育委員会に退室に係る報告をする。
 - ・退室の手続きを進める場合は、教育委員会に報告をする前に、児童・生徒本人及び保護者への説明を丁寧に行い、合意形成を図ること。指導延長の必要があると判断した場合は、教育委員会へ指導延長の申請をする。
 - ・指導を延長する場合、再設定する指導期間は最長1年間とする。
- ⑤ 退室後に再入室の必要性が生じた場合は、校内委員会で評価・判断をし、教育委員会に再入室の申請をする。

【特別支援教室入室までの流れ】



【特別支援教室入室後の流れ】



(3) 教育相談体制の強化

① 教育相談活動の充実

ア. 教育相談室と学校の連携の充実

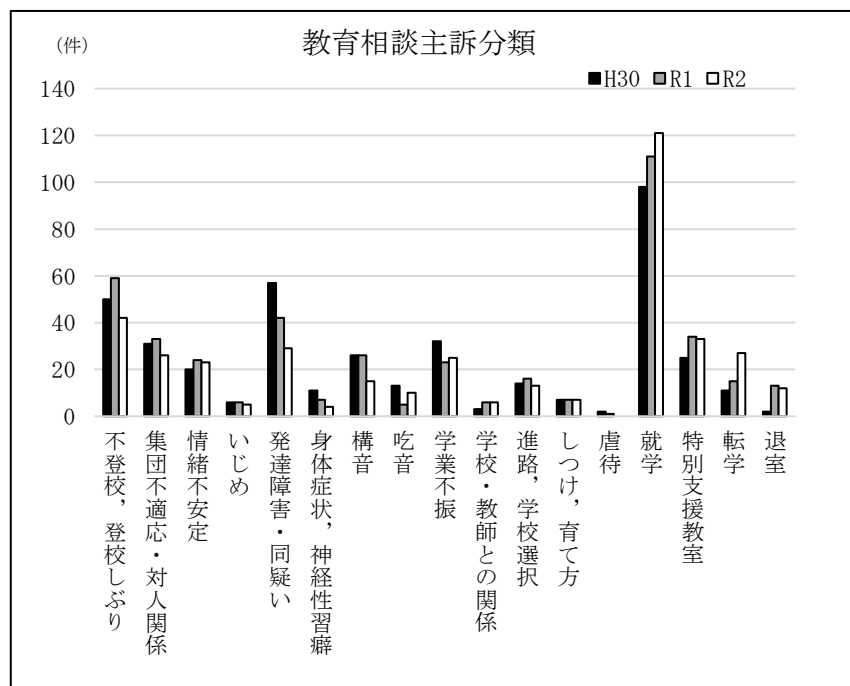
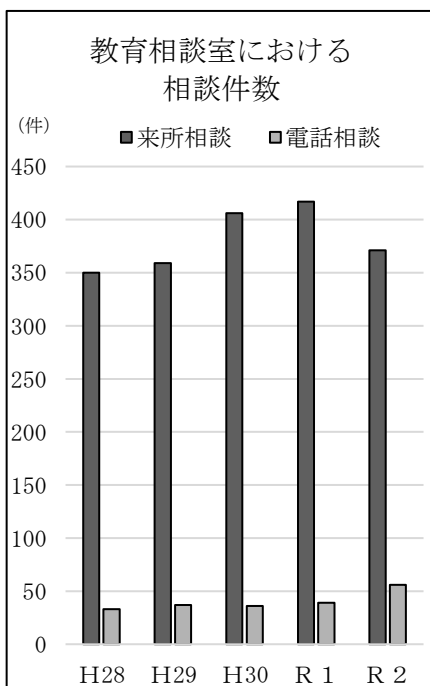
ア. 教育相談室と学校の連携の充実

本市では、児童・生徒の様々な悩みや問題に対し、個別に相談に応じ、その健全な育成を助成するために教育相談室を設置し、教育相談を実施しています。

教育相談室の来所相談及び電話相談の相談件数は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響による減少は見られたものの、近年は、総じて増加傾向にあると捉えています。主訴分類の中で最も多いのは、小・中学校への「就学相談」で、次いで「不登校・登校しぶり」、「発達障害・同疑い」、「支援教室入室」、「集団不適応・対人関係」、「学業不振」と続きます。実際には、複数の課題が重複しているケースもあり、解決に向けては、教育相談室と学校の連携をさらに充実させていく必要があります。

教育相談室では、児童・生徒や保護者の悩みや思いを丁寧に聞き取り、その背景や改善の方策を一緒に整理し、解決の方向を検討しています。児童・生徒の活動範囲は様々ですが、やはり学校が占める割合は大きく、学校においてどのように活動し、困り感を示しているかは、教育相談の重要なポイントになっています。そのため、教育相談室では、保護者に学校と連携することの承諾をいただいた上で、学校の管理職や担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等と情報の共有、支援方法の検討などを行っています。また、学校の要望に応じて、教育相談員を派遣し、児童・生徒の課題を整理し、支援の方法を一緒に考えるための巡回相談も行っています。さらに、継続的に相談が必要な児童・生徒についても保護者との相談を進めながら、学校での授業観察や支援方法の協議を行っています。

現在の教育相談件数の増加や重複化する課題に対応するためには、これまでのこれらの取組を見直し、より効果的な連携の仕方を検討していく必要があります。特に、効果的な巡回相談の在り方やICTを活用した情報共有の方法等について、具体的な方策の検討を早急に進めていきます。



② 不登校児童・生徒等への支援の推進

ア. 不登校児童・生徒等への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進

イ. トライルールの充実

ア. 不登校児童・生徒等への特別支援教育の視点を踏まえた支援の推進

不登校児童・生徒は、ここ数年増加傾向にあり、特に令和元年度には、小学校において大幅な増加が見られます。この課題に対応するため、各学校では、新たな不登校児童・生徒を出さないために、居場所のある学級づくりに努めるとともに、サポート教室を活用した個に応じた指導の工夫を行っています。また、学校に登校できない児童・生徒には、トライルールの活用を促すなど、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの機会を提供していくことも行っています。

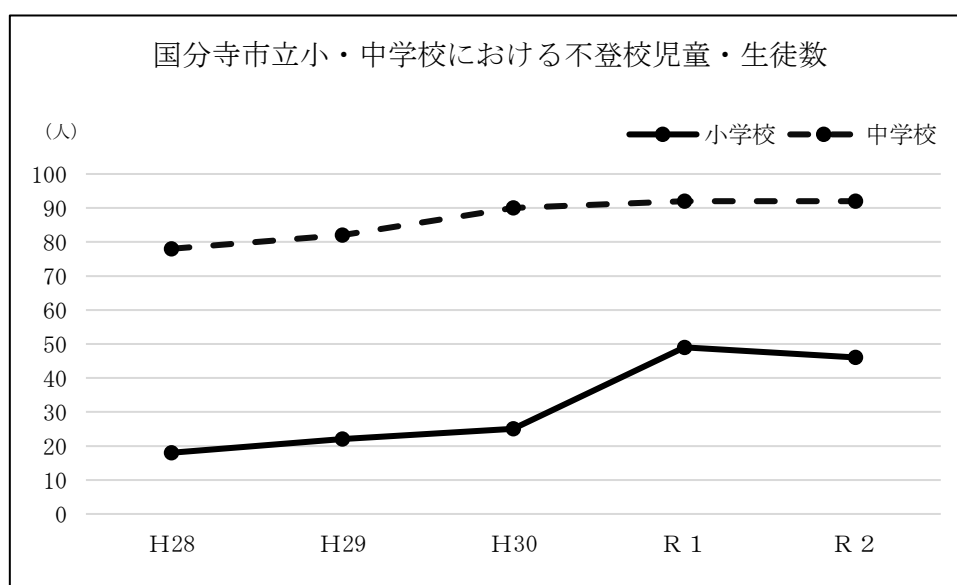
しかし、不登校の要因は様々であり、例えば、コミュニケーションの苦手さなど個々の特性が関係している場合や周囲の音や人の多さなど環境が影響している場合、また、それらが複合的に関連している場合など、児童・生徒一人ひとりの状況を踏まえた個別の対応が必要となっています。

このような現状を踏まえ、不登校児童・生徒及び不登校傾向にある児童・生徒（不登校児童・生徒等）に対しても、必要に応じて特別支援教育の視点を踏まえた支援方法を検討していきます。

学校では、児童・生徒の実態に応じて、校内委員会を開催し、特別支援教育コーディネーターが中心となって、環境調整や関係機関との連携等について検討を進めていきます。その際、保護者と相談の上、学校生活支援シートや個別指導計画を作成し、継続した支援にも努めていきます。

また、該当の児童・生徒がサポート教室での指導を受ける際には、組織で共有した支援内容が継続されるよう、サポート教室支援員との連携方法も工夫していきます。

さらに、登校が困難な場合には、ICTの学習支援コンテンツを利用して教員と児童・生徒がメッセージのやりとりを行ったり、同時双方向型のオンラインを活用した授業等を受けたりするなど、GIGAスクール構想により配布されたタブレット端末の効果的な活用も検討していきます。



イ. トライルールの充実

本市では、学校に登校できない状態にある児童・生徒に対して、外出の機会や学習機会、人とのふれあいの場の機会を提供するため、トライルームを設置しています。

トライルームでは、温かい雰囲気の中で社会性や自立心を養うとともに、集団生活への適応力を高め、学校復帰等を目指しています。

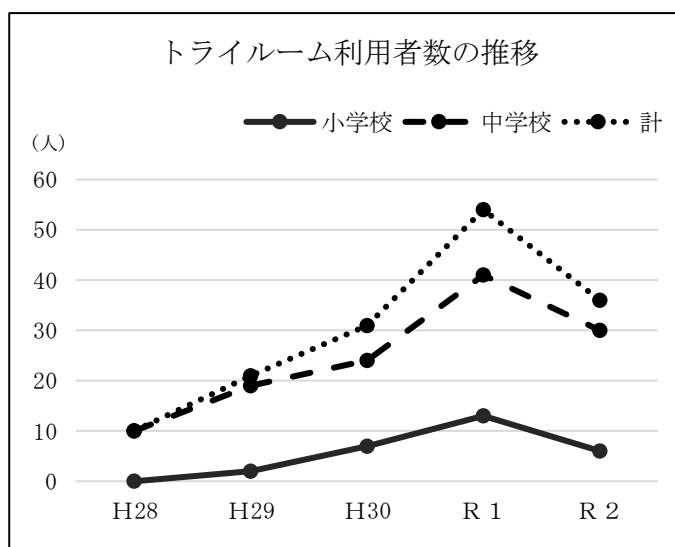
ここ数年の不登校児童・生徒の増加傾向に伴い、トライルームの利用者数も年々増加をしています。なお、令和2年度の減少は、新型コロナウイルス感染症が影響していると捉えておりますが、保護者からの相談件数は増加、総じては増加傾向にあると考えています。

本市では、この傾向がさらに継続した場合に、児童・生徒の学習環境を保障するため、また、市の東側に在住する児童・生徒が通室しやすい環境を整えるため、令和2年度8月から本多公民館の2階に「トライルームほんだ」を試行的に開設しました。そのことに伴い、ひかりプラザのトライルームは、「トライルームひかり」と改名をしました。

「トライルームほんだ」の運営方法としては、令和2年度は週2回、令和3年度からは週3回の開室を行っています。また、利用者は、どちらのトライルームに通室するかを希望により選択することができます。

今後も、利用者数の推移を注視しながら、「トライルームほんだ」の開室日の増加や、トライルーム指導員の増配置など、環境面での充実をめざしてまいります。

加えて、トライルームと学校の連携の充実も図ります。トライルームでは、これまでも、日常的に学校と連絡を取り合うとともに、月ごとにトライルームでの学習内容を報告してきました。加えて、夏季休業期間を利用して、各学校とトライルーム指導員の面談も実施しています。また、学校も、担任や管理職が通室している児童・生徒に声をかけに来室したり、中学校の定期テストをトライルームで受けられるように配慮したりしています。今後も、このような連携を継続するとともに、ICTを活用した連携方法の工夫など、新たな取組についても検討していきます。



③ 関係機関等との連携強化

ア. 福祉等との連携の強化

イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進

ア. 福祉等との連携の強化

児童・生徒とその保護者へ必要な支援を進めていく上では、関係機関等の連携が不可欠なケースが数多くあります。

特に、就学前から小学校入学にあたっての引継ぎについては、福祉分野等の関係機関との連携が重要になります。小学校入学に際しては、就学支援シートの内容を引き継ぐことや障害児支援利用計画と学校生活支援シートの連携を図ることなどが挙げられますが、その実効性を高めるためにも、教職員への理解啓発を進めていきます。具体的には、教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会において、毎年度、年度当初の回で、該当の内容を確認するとともに、福祉分野等の関係機関の職員にも参加を依頼して、連携強化の機会としていきます。

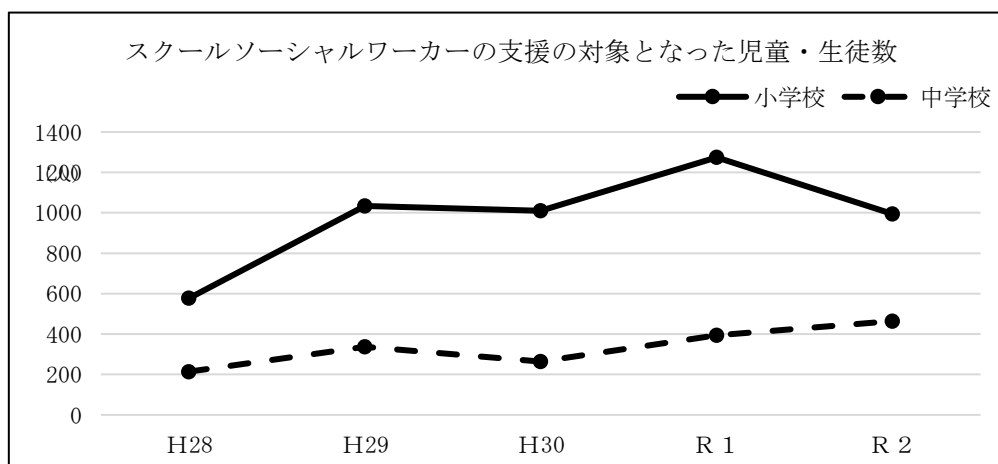
また、令和3年6月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布されたことを踏まえ、今後の必要な対応については、市全体の方針と整合性をもって進めていく必要があるため、関係課と連携しながら検討を進めていきます。

なお、特別支援教育に関わる取組を進める上では、上記の内容に加え、これまでと同様に、子ども家庭支援センターや児童相談所、相談支援事業所、放課後等デイサービス、医療機関、少年センター、警察、保健所等、様々な関係機関と連携し、課題解決のための方策の検討に努めていきます。

イ. スクールソーシャルワーカーの活用の推進

ここ数年、スクールソーシャルワーカーの支援の対象となった児童・生徒数は、年々増加傾向にあります。また、それに伴って、支援の内容が多岐に渡るとともに、発達障害等に関する課題が重複しているケースも多く見られています。本市では、令和2年度まで、2名のスクールソーシャルワーカーが、担当の学校に月1回程度の訪問を行う体制としていましたが、近年の傾向を踏まえ、令和3年度からは、3名の体制とし、学校への訪問も月1～2回と増加しています。

スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒の様々な「困りごと」に応じて、環境へ働きかけ、関係機関と『つながり』ながら児童・生徒を中心とした支援のネットワークをつくっていく役割を担っています。関係機関等との連携強化を図るためにも、スクールソーシャルワーカーの活用は重要なポイントになります。そのため、各学校には、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用方法やスクールソーシャルワーカーを通じた関係機関との連携方法等について、教育相談・特別支援教育コーディネート推進委員会等の機会を利用して、情報共有を図っていきます。



[参考] 語注一覧

■学校生活支援シート

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、長期的な視点により、一貫した的確な支援を行うことを目的として作成するものです。

■校内委員会

特別な支援を必要とする児童・生徒への適切な支援を行うため、学校は校内委員会を定期的で開催し、実態把握をしたり、支援の方法を検討したりします。

■個別指導計画

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画で、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的な目標や指導内容、指導方法等を示したものです。

■合理的配慮

平成 28 年 4 月施行の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、示されたものです。障害のある児童・生徒が、平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するため、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある児童・生徒に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものを言います。学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において均衡を失した又は過度の負担を課さないものを指します。

■就学支援シート

幼稚園や保育園で個々の幼児について配慮していることについて、保護者と共に作成し、あらかじめ小学校に伝えることで、円滑な就学が迎えられることを目的としています。

■スクールカウンセラー

小・中学校に、心理士の資格をもつスクールカウンセラーが東京都から週 1 日配置され、児童・生徒や保護者及び教員の相談に応じます。

■特別支援教育コーディネーター

障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や関係機関等との連絡調整役を担当する教職員です。

■特別支援教室

通常の学級に在籍する発達障害等のある児童・生徒を対象として、発達障害教育を担当する教員が各学校を巡回して指導する教室です。これまで、通級指導学級で行ってきた特別の指導を児童・生徒が在籍校で受けられるようにしたものです。

■特別支援学校（知的障害・肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・病弱）

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を指導することを目的としています。

■副籍事業

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を置き、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことであります。